

台東区成年後見制度利用支援事業要綱

16 台保福発第284号
平成16年4月1日
20 台保福第459号
平成20年10月1日
26 台福福第416号
平成27年9月1日
28 台福福第998号
平成29年3月1日
29 台福福第242-2号
平成29年6月1日
30 台福福第138号
平成30年4月1日
4 台福福第458号
令和4年7月1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難である者に対し、台東区が行う助成について定めるものとする。

(対象者)

第2条 成年後見人、保佐人又は補助人（以下これらを「後見人等」という。）に対する報酬助成の対象者は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下これらを「被後見人等」という。）となった者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 住所要件 次の要件のいずれかに該当する者

- ア 台東区内に住所を有する者。ただし、台東区内の施設等への入所・入居等に伴い台東区に転入した者のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の4の規定による措置の実施機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定による介護給付の支給決定者、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定による保護の実施機関及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の規定による保険者が台東区以外の区市町村であるもの並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象被保険者又は特定継続入所被保険者のうち保険者が台東区以外の区市町村となっているものを除く。
- イ 台東区外の施設等への入所・入居等に伴う台東区からの転出により、台東区内に住所を有しない者のうち、老人福祉法第5条の4の規定による措置の実施機関、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定による介護給付の支給決定者、生活保護法第19条の規定による保護の実施機関及び国民健康保険法第5条の規定による保険者が台東区であるもの並びに介護保険法第13条に規定する住所地特例対象被保険者又は特定継続入所被保険者のうち保険者が台東区であるもの

(2) 経済要件 次の要件のいずれかに該当する者

ア 生活保護受給世帯

イ 生活保護受給世帯に準ずる程度に困窮している者（対象者の属する世帯の収入及び資産から生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき算定した保護開始時の要否判定に用いる最低生活費を控除して得た額が、次条に定める費用に満たない者をいう。）

2 後見・保佐・補助の開始申立に要する費用助成の対象者は、前項第1号及び第2号に掲げる要件に該当する者に係る後見・保佐・補助の開始申立を行った者とする。

3 区長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項に規定する報酬の付与に係る審判（以下「報酬付与審判」という。）後、第5条に規定する報酬助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合又は報酬付与審判が被後見人等の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた後見人等に対して、報酬を助成する。この場合において、当該報酬付与審判に係る被後見人等は、死亡時において第1項に該当する者でなければならない。

（対象費用）

第3条 助成の対象費用は、次に掲げるものとする。

(1) 後見人等に対する報酬

(2) 後見・保佐・補助の開始申立に要する費用

ア 申立手数料

イ 登記手数料

ウ 裁判所に納める費用のうち郵便物の料金に充てる費用

エ 鑑定費用

（助成金額）

第4条 助成金額は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1号については、裁判所が決定する報酬の額（当該報酬の月額に相当する額が2万円（後見人等が弁護士、司法書士等の資格を持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等（以下「市民後見人」という。）であるときは1万円）を超えるときは、月額2万円（市民後見人であるときは月額1万円）とする。）とする。

(2) 前条第2号アからエまでについては、実費相当額の範囲内で区長が必要と認め

る額とする。ただし、同号エについては当該費用が10万円を超えた場合は10万円とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、台東区成年後見制度利用支援事業実施細目(平成16年4月1日16台保福発第284号)に定める申請書及び添付書類を区長に提出しなければならない。この場合において、後見人等は、当該被後見人等を代理して報酬助成の申請を行うことができるものとする。

2 申請は、第3条第1号にあっては報酬付与審判のあった日、同条第2号にあっては後見・保佐・補助の開始申立の審判のあった日から3か月以内に行わなければならない。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

(助成の決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは速やかに審査を行い、助成の可否及び助成額を決定するものとする。

(後見人等の報告義務)

第7条 前条の規定により第3条第1号に定める報酬の助成が決定した者の後見人等は、当該被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに区長に報告しなければならない。

(助成の中止・変更)

第8条 区長は、被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、助成の中止又は金額を増減する。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 助成を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならない。

2 第3条第2号に係る助成を受けた者が、裁判所から未使用郵券の返還を受けたとき又は本人求償が認められた場合等は、返還された未使用郵券に相当する金額又は本人求償額等について返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項及び様式等は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、施行日以後の第5条の規定による申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。